中津川市防災資機材等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の強化を図るため、自発的に行う防災活動等に要する防災 資機材等(防災資機材及び防災倉庫をいう。以下同じ。)を整備する自主防災組織等に対 して、中津川市防災資機材等整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付すること に関し、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。) 第2条の2第2号の自主防災組織であって、一定の地区を対象に自発的な防災活動を 実施するため、自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1 項の地縁による団体であるものをいう。以下同じ。)を単位として組織されたものをい う。
  - (2) 地区防災計画 法第42条第3項の地区防災計画であって、各地区で実施される地区防災会議において作成された自発的な防災活動に関するもの(中津川市地域防災計画に定められたものに限る。)をいう。
  - (3) 地区防災会議 各地区における防災上の課題を解決するために、自主防災組織の連合体等が中心となって、防災士、消防団、民生委員、女性防火クラブ、社会福祉施設等その他の災害(大雨、台風、地震等によるものをいう。以下同じ。)の際に連携を必要とする組織等とともに定期的に開催する会議をいう。
  - (4) 地域避難施設 中津川市地域避難施設認定要綱(令和4年3月31日決裁)第7 条の規定による認定を受けた避難施設をいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、団体(以下「補助対象者」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、別表第1及び 別表第2に定めるとおりとする。
- 2 補助金の交付は、別表第1の地区防災計画に基づく防災事業にあっては各年度1回限り、同表の地域避難施設の開設・運営事業にあっては地域避難施設につき1回限りとする。 (交付の申請)
- 第4条 補助金の交付を申請しようとする団体は、中津川市防災資機材等整備事業補助金 交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな らない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支予算書

- (3) 防災体制を定めた規約等(以下「規約等」という。)
- (4) 構成員名簿
- (5) 見積書の写し及びカタログその他整備する防災資機材等の内容及び金額が分かる書類
- (6) 防災資機材等の収納及び設置の場所が分かるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、これに条件を 付すことができる。
- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにその内容及びこれに条件を付し た場合におけるその条件を当該申請をした団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

- 第6条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容に次に掲げる変更が生じ、又は交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止しようとするときは、中津川市防災資機材等整備事業変更(中止)申請書(様式第2号)により速やかに市長にその旨を申請しなければならない。
  - (1) 交付の決定を受けた額(以下「交付決定額」という。)の増額が見込まれるもの
  - (2) 補助対象経費の額が20パーセント以上減額となるもの
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要に応じて交付決定額を変更し、その旨を当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績の報告)

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに中津川市防災資機材等整備事業補助金実績報告書(様式第3号)により次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
  - (1) 事業実施報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 領収書その他の支払を確認できる書類の写し
  - (4) 防災資機材等を整備したことが分かる写真
  - (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、中津川 市防災資機材等整備事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。 (補助金の交付) 第9条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(市への報告等)

- 第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の対象となった防災資機材等 (以下「対象防災資機材等」という。)の使用及び管理の状況について、報告を求め、又 は検査することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から起算して7年(以下「報告等対象期間」という。)は、実施した防災活動の状況を1年ごとに市長に報告しなければならない。 (防災資機材等の管理)
- 第11条 補助事業者は、十分な注意を払い、対象防災資機材等を維持管理しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第12条 市長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は 一部を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、そ の全部又は一部の返還を命じるものとする。
  - (1) 報告等対象期間内における地区防災計画に基づく防災活動又は地域避難施設の開設等を実施しないことを決定したとき。
  - (2) 報告等対象期間内における地区防災会議の定期的な開催を実施しないことを決定したとき。
  - (3) 第10条第2項の規定による報告を行わなかったとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付又はその決定を受けたことが明らかになったとき。
  - (5) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
1 地区防災計画に基づく防災	地区防災会議	別表第2に掲げ	補助対象経費の
事業(地区防災計画に設置を	を主催する団	る防災資機材及	額の2分の1以
定められた防災活動に要する	体	び防災倉庫の購	内の額。ただし、
防災資機材等の整備を行う事		入費並びに防災	20万円を上限
業をいう。)		倉庫の修繕費	とする。
2 地域避難施設の開設・運営	対象区域に風	別表第2避難所	補助対象経費の
事業 (風水害等により、当該対	水害による危	開設・運営用具の	額の2分の1以

象区域内に避難情報の発令等	険区域を含む	欄に掲げる防災	内の額。ただし、
がされた場合において、危険	自治会等、自主	資機材	20万円を上限
区域内の住民が自主的に避難	防災組織又は		とする。
する場所を確保し、及び必要	これらの連合	防災倉庫の購入	補助対象経費の
な防災活動を実施するために	体	費	額の2分の1以
行う地域避難施設の開設及び			内の額。ただし、
運営に要する防災資機材等の			10万円を上限
整備を行う事業をいう。)			とする。

## 備考

- 1 補助対象者は、規約等を有するとともに、継続的に防災活動を実施している、又は実施する見込みであるものに限る。
- 2 先に実施された事業において整備された防災資機材等と同様なものを適当な理由な く重複して整備する場合、当該防災資機材等の整備に関する費用は、補助対象経費に含 めない。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

## 別表2 (第3条関係)

区分	対象となる防災資機材
避難所開設・運	発電機、携行缶、コードリール、投光器、パーテーション、簡易ベッド、
営用具	寝袋、エアーマット、段ボールトイレ、非接触型体温計等
情報伝達用具	携帯用ラジオ、拡声器、トランシーバー等
救護用具	救急医療セット、担架、毛布等
救出・障害物除	バール、ジャッキ、はしご、のこぎり、掛矢、斧、スコップ、鉄線カッ
去用具	ター、大ハンマー、ロープ、つるはし、チェンソー、エンジンカッター、
	リヤカー、一輪車等
水防資材	土嚢袋(水を吸収することで膨らむものを含む。)、砂、止水板等
給食・給水用具	炊飯器具、浄水装置、給水袋、折りたたみ水タンク等
消火用具	消火器、消火栓ホース(格納箱を含む。)、ノズル等

## 備考 次に掲げる防災資機材は、対象としない。

- (1) 他の用途へ転用するもの
- (2) この表の防災資機材を使用するために必要となる消耗品
- (3) 長期間の使用又は保存に耐えないもの(食料及び飲料を含む。)
- (4) 世帯及び個人に配布するもの
- (5) 他の補助金等の交付の対象となった、又は対象となる見込みのもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの